



市第1422号

平成27年9月25日

銚子市長様

千葉県総務部市町村課長



### 早期の財政健全化について（通知）

平成27年8月10日に実施した財政運営方針等ヒアリングの結果、下記の事項について、早期の財政健全化のため改善を図る必要があると認められるので通知します。

なお、本通知は、地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 財政の健全化に向けた対策

今回市が作成した財政推計によると、平成27年度決算見込から実質収支赤字が発生し、平成31年度末までに約12億6,000万円の累積赤字額となる見込みであるが、病院事業の経営見通しの不確実性や国の財政健全化に向けた歳出抑制等の動向次第では、更に赤字幅が拡大することも懸念される。

については、赤字見込額の縮減、そして収支の均衡を図るため、歳出・歳入両面での改革を強力かつ早急に進められたい。

##### 2 行政改革の一層の推進

市では平成26年度から28年度を計画期間とする「銚子市再生の緊急改革プラン」（平成26年6月）を策定しているが、具体的な目標設定や進行管理に乏しい内容であることから、今後の地方財政諸制度及び経済情勢を勘案し、より精度の高い中長期の財政推計を策定の上、これを踏まえて更なる行政改革に取り組まれたい。

また、行政改革大綱の検討に当たり、外部の有識者による審議会に諮問するなど、具体的かつ実効性のある大綱策定のため必要な措置を講じられたい。



### 3 水道事業会計からの長期借入の改善

市では、平成26年度の実質収支赤字を補填するため、水道事業会計から会計年度をまたがる長期借入を行っているが、このような長期借入は財政運営上好ましくないので、早急にこれを改善すること。

### 4 新公立病院改革ガイドラインを踏まえた病院事業経営の適正化

市では病院事業を指定管理者制度により運営しているが、毎年度数億円単位の運営費補助金を支出しており、一般会計を圧迫している状況である。

公立病院は地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものであることから、新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえた検討を行い、近隣病院との連携の強化等による市立病院の役割や機能について精査した上で、合理的・能率的な経営が行われるよう更なる検討を求める。

以上